

# 行田市景観計画策定業務委託公募型プロポーザル競争実施要領

## 1 目的

本要領は、行田市景観計画策定業務委託の実施にあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を、厳正かつ公正に選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

## 2 業務委託概要

### (1) 名称

行田市景観計画策定業務委託

### (2) 目的

本業務は、本市の都市計画マスタープランに掲げる「水と緑と歴史のまちにふさわしい景観の形成」「良好な市街地景観の形成」の実現に向けて、行田らしい良好な景観形成を推進するため、景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定を行うことを目的とする。また、令和7年4月1日を目処に景観行政団体に移行することとし、景観計画の策定及び景観条例の制定を進める。

### (3) 内容

1. 計画策定の方針及び業務遂行に必要な資料等の整理
2. 調査対象区域における現況調査の実施
3. 市民意識調査の実施
4. 市民意識調査結果の分析
5. 景観特性の把握
6. 景観課題の抽出と整理
7. 関係会議の支援
8. 市民ワークショップの支援
9. 景観形成に関する方針の検討
10. 景観計画区域の検討
11. 良好な景観形成に関する方針の検討
12. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項の検討
13. 景観づくり行動計画に関する事項の検討
14. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針の検討
15. 景観形成に関するその他事項の検討
16. 屋外広告物の制限に関する事項の検討
17. 住民説明会の支援
18. パブリックコメントの支援
19. 景観条例策定に向けた支援
20. 景観計画案の作成

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

### 3 予算額

上限額 14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の上限は以下のとおりとする。

令和5年度 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

プロポーザル競争に参加しようとする者は、公告から契約候補者選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）及び行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第36号）に基づく資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。

(4) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

(7) 次の1.～6.までのいずれの場合にも該当しないこと。

1. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められたとき。
  4. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  6. 契約の相手方が1. から5. までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 建設コンサルタント登録規定による「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (9) 平成25年度以降に、国や地方公共団体において発注された計画について以下の同種又は類似業務を元請けとして受注した実績を有すること。
1. 同種業務  
景観計画策定業務及びまちづくりにおける景観検討を実施した業務
  2. 類似業務  
都市計画又はまちづくりに関する基本計画策定・改定業務（都市計画マスタープラン、市町村総合計画、中心市街地活性化基本計画等）
- (10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者には技術士（総合技術監理部門/建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門/都市及び地方計画）又は、RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者を配置できること。また、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。なお、恒常的な雇用関係を証明するため、健康保険証の写し、又は、雇用保険被保険者証の写しを提出すること。

## 6 募集内容

募集内容については、次のとおりとする。

### (1) 募集方法

公告及びホームページにより公募する。

### (2) 申込方法

プロポーザル競争に参加を希望する者は、必要書類を都市整備部都市計画課へ提出する。

## 7 質疑及び回答

質疑及び回答については、次のとおりとする。

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより提出する。また、電子メール又はFAX送信後に、未受信を防止するため、必ず都市計画課に電話連絡し、着信を確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けないこととする。

### (2) 参加申込に係る質問

1. 提出期限 令和5年5月9日（火）15時まで
2. 提出先 都市整備部 都市計画課  
電子メール toshi@city.gyoda.lg.jp  
FAX 048-553-4544
3. 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。
4. 回答日 令和5年5月16日（火）

## 8 参加申込手続き

### 8-1 一次審査

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

#### (1) 提出書類

1. 参加申込書・参加資格等確認申請書（様式2-1、2-2） 10部
2. 会社等概要整理表（様式3-1及び会社パンフレット等） 10部
3. 建設コンサルタント登録規定による登録状況調書（様式3-2） 10部
4. 業務実績調書（様式4）  
及び上記に記載した業務の契約書の写し 各10部
5. 管理技術者実績調書（様式6-1）  
及び上記に記載した実績で従事した経験を証する書類  
（テクリスの写し等） 各10部
6. 照査技術者実績調書（様式6-2）  
及び上記に記載した実績で従事した経験を証する書類  
（テクリスの写し等） 各10部
7. 担当技術者実績調書（様式6-3）  
及び上記に記載した実績で従事した経験を証する書類  
（テクリスの写し等） 各10部
8. 業務実施体制及び体制図（様式7）  
及び上記に記載した技術者の資格証明書の写し 各10部
9. 見積書（様式8） 10部

※業務実績調書には「5 参加資格（9）」に掲げる業務実績を様式4に記載する。また、本業務の各予定技術者は、「5 参加資格（9）」に掲げる業務に従事した経験があれば技術者実績調書（様式6-1、6-2及び6-3）に記載すること。

※テクリスの写し等は、業務実績調書（様式4）と、各技術者実績調書（様式6-1、6-2及び6-3）に添付するものが重複する場合は、業務実績調書（様式4）にのみ添付するものとする。ただし、重複する旨を各技術者実績調書の業務名の欄に記載すること。

※テクリスの写しがない場合は、業務内容がわかるものとして、契約書、仕様書及び特記仕様書の写し、また、配置技術者及び業務を履行したことがわかるものとして検査結果通知書の写しを添付すること。

※外部策定委員会の委員報酬及び費用弁償は市で予算計上のため、「9. 見積書（様式8）」への記載は不要とする。

- (2) 提出期限 令和5年5月23日（火）15時まで
- (3) 提出先 都市整備部 都市計画課
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、提出期限日中に必着とする。

#### 8-2 二次審査

二次審査対象となった者（以下「提案者」という。）は、提出期限までに次の書類を提出する。

##### (1) 提出書類

- 1. 企画提案書（表紙：様式5、内容は9 企画提案書作成方法を参照）  
10部（正本1部、副本9部）

※正本、副本ともA4フラットファイルにて、正本のみ表紙及び背表紙に会社名を記載して提出すること。

- (2) 提出期限 令和5年6月15日（木）15時まで
- (3) 提出先 都市整備部 都市計画課
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、提出期限日中に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

## 9 企画提案書作成方法

提案書は、以下のとおりの構成で、任意の書式により作成すること。

### 9-1 提案書の構成

#### (1) 企画提案書表紙（様式5）

#### (2) 企画提案書

（A4版縦、横書き、両面印刷可、最大24ページ（12枚）まで）

1. 本市の特性や業務を進める上で配慮すべき事項を整理し、実現可能な提案とすること。
2. 別紙評価採点基準及び配点表を参照し、独自の企画提案を盛り込みつつ、景観計画の策定に必要な事項についてわかりやすく整理した内容とすること。
3. 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
4. A3版の折り込みは可とし、2ページ扱いとすること。

#### (3) 業務工程表（様式任意）

仕様書の業務内容をもとに、業務工程表を作成すること。

### 9-2 提出部数

提出部数は10部（正本1部、副本9部）とし、副本には提案者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

## 10 審査方法

契約候補者の選定にあたっては、別に定める「行田市景観計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において、審査及び評価を実施し決定する。

### 10-1 一次審査

#### (1) 審査方法

一次審査のために提出された「8-1（1）提出書類」について、都市計画課において書類審査を実施し、二次審査対象を選出する。

#### (2) 一次審査の結果通知

書類審査の結果、二次審査対象として選出した者に対して「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。また、一次審査で各条件を満たしていなかった者及び二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

#### (3) 通知時期

令和5年6月6日（火）

### 10-2 二次審査

#### (1) 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方

法によりプレゼンテーションを実施し、行田市景観計画策定業務委託プロポーザル審査委員会が審査を実施する。

(2) 審査時期

令和5年6月下旬

※詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」により、別途通知する。

(3) 審査会場

行田市本丸2番20号 行田市産業文化会館2階 第2会議室

(4) 所要時間

各者35分以内（準備5分、説明20分、委員質疑10分）

(5) プレゼンテーション内容

提案書の内容について、原則として提案書に記載されている管理技術者が説明を行い、審査委員の質疑に対する回答は管理技術者以外でも可とする。

(6) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め5名以内とする。

(7) 失格事項

特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は、失格とする。

(8) 評価方法

1. 採点

評価採点基準項目の配点をもとに、審査委員の評価点を集計し、合計評価点とする。

2. 選定

合計評価点で最高点を得た者を契約候補者として選定する。なお、最高点を得た者が2者以上の場合は、見積額の最も低い者を契約候補者として選定する。さらに、見積額が同額の場合は、くじ引きとする。

3. 評価採点基準及び配点表

評価採点基準及び配点表については、別紙のとおりとする。

4. 評価点の考え方

各審査委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

(9) その他

プレゼンテーションにあたり、機器等必要な場合は以下のとおりとする。

1. モニターは、市が用意する。

2. モニターのケーブルはHDMIケーブルとし、提案者が用意すること。

3. パソコン及びその他必要機器類は、提案者が用意すること。

1.1 審査結果

(1) 通知方法

全提案者に対して書面にて通知する。

## (2) 通知時期

令和5年7月上旬

## (3) 審査結果の公表

審査過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の名称は公表しないものとする。

1. 契約候補者の名称
2. 全提案者の名称（申込順とする）
3. 全提案者の評価点（申込順とする）
4. 契約候補者の選定理由

## 1.2 日程

本プロポーザル競争の実施については、次のとおりとする。

年月日	実施事項
令和5年4月28日（金）	実施公告・ホームページ公表による参加申込開始
5月9日（火）	質問締切
5月16日（火）	質問に対する回答
5月23日（火）	参加申込、一次審査提出書類締切
6月6日（火）	一次審査決定
6月15日（木）	二次審査提出書類締切
6月下旬 予定	プレゼンテーション審査
7月上旬 予定	審査結果通知
7月中旬 予定	契約締結

## 1.3 契約締結

審査後、随意契約に係る協議を実施し、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者は改めて見積書を提出するものとする。

## 1.4 提出書類等の取扱い

提出された書類等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類等は、返却しないものとする。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めないものとする。
- (3) 提出された書類等は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には使用しないものとする。



- (4) 市は、必要のある場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書は、1者1案とする。
- (6) 提出された書類等に、個人情報を含む事項があった場合、施錠可能な場所に保管するものとする。

#### 1 5 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、審査後の公開とする。

#### 1 6 問い合わせ先

行田市都市整備部都市計画課 計画グループ

住 所：〒361-0052

埼玉県行田市本丸2番20号

電 話：048-550-1550

F A X：048-553-4544

E-mail：toshi@city.gyoda.lg.jp

#### 1 7 その他

その他事項の取扱いは、次のとおりとする。

##### (1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由により、プロポーザル競争を中止する場合においても、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

##### (3) 参加辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後、参加者の都合により参加を辞退する場合は、その旨を記載した書類（様式任意）を速やかに都市整備部都市計画課に提出するものとする。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者は失格とする。

- 1. 参加資格要件を満たしていない場合
- 2. 提出書類に虚偽の記載があった場合

3. 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類があった場合
  4. 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  5. 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合
- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類について、市が必要と認めた場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

(別紙)

評価採点基準及び配点表

評価項目 / (配点合計)		評価の視点	配点
業務実績 (10点)	同種又は類似業務の実績	景観計画策定業務及び類似業務の受注実績があり、本業務を円滑に進めることができるか。	5点
	業務実績の活用	業務実績に基づく知識や経験を有し、本業務に活かすことができるか。	5点
業務実施体制 (10点)	配置予定技術者の実績・能力	管理技術者、照査技術者及び担当技術者が、本業務に必要な資格や実績を有しているか。	5点
	実施体制	計画策定のための実施体制が確立されており、円滑かつ安定的な業務の遂行が可能か。	5点
業務実施計画 (5点)	業務工程	作業内容が明確に示されており、委託期間内に着実に良質な計画書をまとめあげる現実的な工程となっているか。	5点
見積額 (5点)	見積額	見積内容が適切であり、提案内容に対して妥当な額であるか。	5点
提案内容 (45点)	策定方針	上位計画に規定する理念や、景観法、埼玉県条例及び計画との整合性が取れており、他計画との連携が図られているか。	5点
	本市理解	本市の景観特性を理解しており、現状と課題を適切に把握しているか。	15点
	検討事項	仕様書に記載の検討事項について漏れがなく、具体的な検討の手法が示されており、課題解決の提案がなされているか。	10点
	独自提案	他者にはない独自の提案や工夫が示されており、具体的かつ実現可能な提案であるか。	15点
プレゼンテーション (25点)	企画提案書との整合	企画提案書の内容と齟齬がなく、提案事項が的確に説明されているか。	5点
	提案能力	提案の趣旨が明確で、説明がわかりやすく、業務に対する意欲や積極性が感じられるか。	10点
	質疑応答	質問に対し明快かつ迅速であり、的確な回答をしているか。	10点
合 計			100点